

情報セキュリティ基本方針

2025年12月3日

日本弁理士会

日本弁理士会（以下「当会」という。）は、会員情報、業務関連情報、相談者情報などの重要な情報資産を多数保有しています。これらの情報資産を適切に保護することは、当会の社会的責任であり、組織運営の根幹をなすものです。

当会は、情報セキュリティの確保を全職員、関係者が共有すべき基本的義務と位置付け、以下の方針を定めます。

1. 情報資産の保護

当会は、情報資産に対する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の脅威から、システム、データ、書面等の情報資産を適切に保護するための技術的、物理的、人的措置を講じます。

2. 情報セキュリティ管理体制の確立

当会は、会長、事務総長を中心とした情報セキュリティ管理体制を構築し、物理的、技術的、人的側面の脅威に対して、組織的に対応できる体制を整備、運用します。

3. 法令及び規程の遵守

当会は、個人情報保護法、弁理士法、その他関連法令及び当会の規程を遵守し、情報セキュリティに関する法令順守を徹底します。

4. 情報セキュリティ教育

当会は、役員、職員、委員、業務委託先業者等に対して、情報セキュリティに関する教育、啓発を定期的に実施し、情報保護の意識向上と行動の定着を図ります。

5. 情報セキュリティ事故の再発防止

当会は、情報セキュリティ上の事故が発生した場合、速やかに原因を究明し、影響を最小限に抑えるとともに、再発防止策を講じます。

6. 継続的改善

当会は、情報セキュリティ管理体制を定期的に見直し、社会情勢や技術の変化に応じて継続的に改善を行います。